

平成30年台風21号等被害に係る森林再生計画（貴船・鞍馬）検討業務

第3回検討委員会の概要

1. 日時：令和2年2月27日（木曜日）9:30～12:00

2. 場所：ルビノ京都堀川 加茂の間

3. 議事

（1）ゾーン区分の修正について

（2）広葉樹林化・針広混交林化への誘導方法について

（3）箇所別計画等について

（4）森林再生全体計画（案）について

4. 出席者

（委員）

石川委員、櫻井委員、高原委員、多田委員、深町委員、藤谷委員

（近畿中国森林管理局）

次長、計画保全部長、森林整備部長、企画調整課長、治山課長、森林整備課長、企画調整課課長補佐、計画課課長補佐、治山課課長補佐

（京都大阪森林管理事務所）

所長、総括森林整備官、総括治山技術官

5. 委員からの主な意見

（1）ゾーン区分の修正について

- ・保全ゾーン以外の所でも部分的に土塊や移動体が見受けられるので、反映してもらいたい。また、こうした地盤情報を個別の誘導方法や事業にきちんと結びつけることが重要。

（2）広葉樹林化・針広混交林化への誘導方法について

- ・針広混交林化に向けた誘導方法においても、クリーブ下部の要となる木に留意し選木する必要。
- ・植栽樹種の選定表については、専門書等も参考にあらためて精査すること。
- ・間伐方法は技術的に課題が多いが、風致上問題がないところは、巻き枯らしもあるのではないか。
- ・奥地で広葉樹を植栽する場合は、遺伝子かく乱は避けること。
- ・植栽だけでなく、天然更新も取り入れるべき。

（3）箇所別計画等について

特になし。

（4）森林再生計画（案）について

- ・これまで被害を起こさないよう森林整備を行ってきたが、今回被害が起きてこのような計画を作成するに至った経緯を記載するべき。

- ゾーニングの結果について、なぜそうなったのかを関係者に周知するとともに、計画書へ追記すべき。
- 広葉樹林化を行っていくのであれば、今後その箇所をどのように管理していくのかを記載すべき。